

名古屋市高齢者福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者福祉施設等において必要な衛生上の措置等を定めることにより、レジオネラ症の発生を防止することを目的とする。

(対象)

第2条 この要綱において「高齢者福祉施設等」とは、次に掲げる施設をいう。

- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設

(設備等の維持管理)

第3条 高齢者福祉施設等の設置者又は開設者（以下「設置者等」という。）は、入浴設備、冷却塔、加湿器、給湯設備その他のレジオネラ属菌の繁殖しやすい設備等（以下「設備等」という。）について、別表に基づき維持管理を行うものとする。

(自主管理)

第4条 設置者等は、設備等の自主管理を行うため、設備機器ごとに、レジオネラ属菌を制御するための点検、清掃、整備、測定、検査等の維持管理の手順を定めた自主管理手引書を策定するとともに、毎年度、自主管理手引書に基づいた年間管理計画及び点検表を作成して、従業者等に周知徹底するものとする。

- 2 設置者等は、施設の管理者又は従業者の中から日常の衛生管理に係る責任者を定めるものとする。

(帳簿書類)

第5条 設置者等は、設備等の点検、清掃、整備、測定、検査等の維持管理の状況を記載した帳簿書類について、5年間保存するものとする。

(緊急時の対応)

第6条 設置者等は、施設の利用者にレジオネラ症患者若しくはレジオネラ症を疑わせる者が認められる場合、又は、管理する設備等からレジオネラ属菌が検出された場合は、直ちに管轄の保健センター環境薬務課（以下「区環境

薬務課」という。)へ報告するものとする。

- 2 区環境薬務課は、前項の報告があったときは、直ちに健康福祉局生活衛生部環境薬務課（以下「局環境薬務課」という。）へ報告する。
- 3 局環境薬務課は、前項の報告があったときは、必要に応じて関係する市の機関と情報共有を図る。

（保健所の役割）

第7条 局環境薬務課は、関係する市の機関と連携を図り、施設の自主管理の推進を図る。

- 2 区環境薬務課は、対象施設の設置状況の積極的な把握に努める。
- 3 区環境薬務課は、必要に応じて施設に立ち入り、維持管理状況等の調査を実施し、設置者等に対して適正管理の指導を行う。
- 4 設置者等は、前項の調査が円滑に行われるよう協力するものとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

1 入浴設備の維持管理

- (1) 浴槽の湯は、少なくとも1年に1回以上レジオネラ属菌について水質検査を行い、検出限界以下(10cfu/100mL未満)であることを確認すること。ただし、ろ過器を使用して連日使用している浴槽水は、1年に2回以上水質検査を行うこと。
- (2) 浴槽の湯は、塩素系薬剤を用い、浴槽の湯に含まれる遊離残留塩素濃度を0.4mg/L以上に保つようにして消毒すること。
- (3) 浴槽は、浴槽の湯を毎日完全に換水して清掃すること。ただし、ろ過器を使用して当該浴槽の湯を24時間以上にわたり完全に換水せずに使用する方式の浴槽にあつては、毎週1回以上完全に換水して清掃すること。
- (4) 浴槽の湯を浄化するためろ過器を設ける場合は、次に掲げる措置を講ずること。
 - ア ろ過器は、毎週1回以上洗浄して汚れを排出し、及び消毒すること。
 - イ 循環配管の内部は、毎週1回以上消毒すること。
 - ウ 集毛器その他浴槽とろ過器との間に設けられた設備は、定期的に清掃し、及び消毒すること。
 - エ 浴槽の湯がろ過器に入る直前に塩素系薬剤を注入又は投入すること。
- (5) 貯湯槽を設ける場合は、次に掲げる措置を講ずること。
 - ア 貯湯槽の湯の温度は、通常の使用状態において摂氏60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏55度以上に保つこと。ただし、貯湯槽の湯を消毒する場合は、この限りでない。
 - イ 貯湯槽は、定期的に生物膜の状況を点検し、必要に応じて清掃し、及び消毒すること。

2 冷却塔の維持管理

- (1) 冷却塔に供給する水を水道法(昭和32年法律第177号)第4条に規定する水質基準に適合させるため必要な措置を講ずること。
- (2) 冷却塔の使用開始時及び使用期間中は1月に1回以上、冷却塔及び冷却水の汚れの状況を点検し、必要に応じ、冷却塔の清掃及び換水を実施すること。
- (3) 冷却塔及び冷却水の水管の清掃を1年に1回以上行うこと。
- (4) 冷却塔で散水される冷却塔水のレジオネラ属菌検査を1年に1回以上実施すること。
- (5) 前号の検査の結果、レジオネラ属菌の値が 10^2 cfu/100mL以上

検出された場合、菌数を減少させるため清掃・消毒等の対策を講じ、対策実施後に検出菌数が検出限界以下(10 c f u / 1 0 0 m L 未満)であることを確認すること。

3 加湿器の維持管理

- (1) 主に建築物の空気調和設備に組み込まれている加湿器（以下、「加湿装置」という。）に供給する水を水道法第4条に規定する水質基準に適合させるため必要な措置を講ずること。
- (2) 加湿装置の使用開始時及び使用期間中は1月に1回以上、加湿装置の汚れの状況を点検し、必要に応じ加湿装置の清掃等を実施するとともに、1年に1回以上、清掃を実施すること。
- (3) 加湿装置に供給する補給水槽は、1年に1回以上清掃すること。
- (4) 加湿装置の使用開始時及び使用終了時に、水抜及び清掃を実施すること。
- (5) 家庭等で使用される卓上用又は床置き式の加湿器のタンクの水は、毎日完全に換えるとともに、タンク内を清掃すること。

4 貯湯式の給湯設備又は循環式の中央式給湯設備の維持管理

- (1) 湯温を末端の給湯栓で摂氏55度以上に保つこと。
- (2) 貯湯槽等に滞留している湯水を定期的に排水するとともに、1年に1回以上、貯湯槽等の清掃を実施すること。
- (3) 循環式の中央式給湯設備では、設備全体に湯水が均一に循環するように循環ポンプや流量弁を適切に調整すること。

5 その他

1から4までに掲げる項目以外においても、必要に応じて、レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針（平成15年7月25日厚生労働省告示第264号）及び循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアルについて（平成13年9月11日健衛発第95号厚生労働省健康局生活衛生課長通知）を参照し、適切に維持管理すること。